

任意継続被扶養者認定の取扱について

【認定基準】

1. 無職であっても年収が130万円以上の場合、対象外である。ここでの収入には年金・恩給・不動産・利子など全ての収入を含む。
60歳以上または、障がい者（おおむね障害厚生年金を受けられる程度の障がい者）の場合は年収180万円以上の場合対象外となる。

2. 収入は、上記1. を満たしたうえで被保険者の収入の1/2未満。（別居の場合は被扶養者の収入額以上かつ55,000円(60歳以上は75,000円)以上の被保険者からの仕送りが必要）

3. 雇用保険の失業給付を受給する場合、対象外。

【被保険者の収入に関する主な条件】

1. 退職後の収入は原則として再就職先の給与明細、年金証書等書類による証明を必要とする。証明がない場合は無収入と見做し被扶養者認定は行なわない。但し2. 以下の通り例外の扱いをする場合がある。

申請理由別添付書類一覧

該当する口にレ印をつける（記載の書類は必要最小限であり、後日追加する場合があります。）

申 請 対 象 者			年 齢	☐ 妻	☐ 夫	☐ 子 ※別居の場合は添付書類(12)が必要 但し、学生は不要	☐ 同居の実(祖)父母・ 義父母	☐ 別居の実(祖)父母	☐ その他の3親等以内の親族 ※孫・兄弟姉妹以外は同居が必要 ※孫・兄弟姉妹で別居の場合は添付 書類(12)が必要
申 請 理 由									
☐ ① 退職した家族を 被扶養者とする ・雇用保険を受給する 場合は原則認定不可 給付日額によっては 認定可 ・被保険者の配偶者が 被扶養者の場合、 (1)－②は不要	雇 用 保 険 加 入	な 受 給 予 定 し	☐ 60歳以上	(1-①) (2) (5又は6) (8又は9)	/	(1-①②④) (2) (5又は6) (8又は9)	(1-①④) (2) (5又は6) (8又は9) (12)	(1-①④) (2) (5又は6) (7) (8又は9)	
			☐ 60歳未満	(1-①) (2) (8又は9)	(1-①②) (2) (8又は9)	(1-①②④) (2) (8又は9)	(1-①④) (2) (8又は9) (12)	(1-①④) (2) (7) (8又は9)	
		給 付 制 限 中	☐ 60歳以上	(1-①) (2) (5又は6) (8又は10-①)	/	(1-①②④) (2) (5又は6) (8又は10-①)	(1-①④) (2) (5又は6) (8又は10-①) (12)	(1-①④) (2) (5又は6) (7) (8又は10-①)	
			☐ 60歳未満	(1-①) (2) (8又は10-①)	(1-①②) (2) (8又は10-①)	(1-①②④) (2) (8又は10-①)	(1-①④) (2) (8又は10-①) (12)	(1-①④) (2) (7) (8又は10-①)	
		受 給 期 間 了	☐ 60歳以上	(1-①) (2) (5又は6) (10-②)	/	(1-①②④) (2) (5又は6) (10-②)	(1-①④) (2) (5又は6) (10-②) (12)	(1-①④) (2) (5又は6) (7) (10-②)	
	☐ 60歳未満		(1-①) (2) (10-②)	(1-①②) (2) (10-②)	(1-①②④) (2) (10-②)	(1-①④) (2) (10-②) (12)	(1-①④) (2) (7) (10-②)		
	雇 用 保 険 非 加 入	☐ 60歳以上	(1-①) (2) (5又は6) (11)	/	(1-①②④) (2) (4) (5又は6) (11)	(1-①④) (2) (4) (5又は6) (11) (12)	(1-①④) (2) (4) (5又は6) (7) (11)		
		☐ 60歳未満	(1-①) (2) (11)	(1-①②) (2) (11)	(1-①②④) (2) (4) (11)	(1-①④) (2) (4) (11) (12)	(1-①④) (2) (4) (7) (11)		
	☐ ② 配偶者の退職又は死亡により家族 を被扶養者とする ・義務教育期間は(1)－③又は(3)は不要	☐ 60歳以上	/	/	(1-①③④) (2) (4) (5又は6)	/	(1-①③④) (2) (4) (5又は6) (7)		
		☐ 18～60歳	/	(1-①) (2) (1-③又は3) (4)	(1-①③④) (2) (4)	/	(1-①④) (1-③又は3) (2) (4) (7)		
☐ 18歳未満		/	(1-①) (2) (4) (1-③又は3)	/	(1-①) (1-③又は3) (2) (4) (7)				
☐ ③ その他【事情書欄に具体的に記入】 ・被保険者の配偶者が被扶養者の場合 (1)－②は不要 ・義務教育期間は(1)－③又は(3)は不要	☐ 60歳以上	(1-①③) (2) (4) (5又は6)	/	(1-①②③④) (2) (4) (5又は6)	(1-①③④) (2) (4) (5又は6) (12)	(1-①③④) (2) (4) (5又は6) (7)			
	☐ 18～60歳	(1-①③) (2) (4)	(1-①②) (2) (1-③又は3) (4)	(1-①②③④) (2) (4)	(1-①③④) (2) (4) (12)	(1-①④) (1-③又は3) (2) (4) (7)			
	☐ 18歳未満	(1-①) (2) (4) (1-③又は3)	/	(1-①②) (2) (4) (1-③又は3)	/	(1-①) (1-③又は3) (2) (4) (7)			

添 付 書 類

(1) 収入証明書類
①被保険者分(退職後の収入のわかるもの)
②被保険者の配偶者分
③被扶養者に申請する者の分
④被扶養者に申請する者の配偶者分

<提出書類>
○自営業者
確定申告書及び収支内訳書(写)
○給与所得者(月給制)
源泉徴収票(写)
○パート・アルバイト(日給・時給制)
3ヵ月分の給与明細(写)又は
時給・勤務日数等の分かる契約書(写)
○年金収入
年金振込通知書(写)と
課税(非課税)証明書(原本)*
○その他(無職・無収入含む)
課税(非課税)証明書(原本)*
(*市区町村役場で発行)

(2) 住民票(原本)
・被保険者及び被扶養者に申請する者の
属する世帯全員分
・発行日から3ヵ月以内
・本籍・マイナンバー(個人番号)印字不可
※記載がある場合は、黒く塗りつぶす
こと
・その他項目省略不可

注)住民票で被保険者との続柄が確認
できない場合は戸籍謄本(原本)の
提出も必要

(3) 学生証(写)又は在学証明(原本)
・有効期限の分かるもの

(4) 現在加入の保険証(写)
・既に健康保険の資格を喪失している
場合は、健康保険資格喪失証明(写)
※認定可能となった場合、国民健康保
険以外は健康保険資格喪失証明書
(写)の提出が必要

(5) 最新の年金改定通知書(写)又は
年金裁定通知書(写)

(6) 年金を受給していない理由を下記に記入

(7) どの様に扶養しているかを下記に記入

(8) 雇用保険被保険者離職票1・2(写)
・マイナンバー(個人番号)の記載が
ないもの

(9) 雇用保険被保険者資格喪失確認
通知書(写)

(10) ①雇用保険受給資格者証(写)
・受給終了の印がないもの
②雇用保険受給資格者証(写)
・受給終了の印があるもの

(11) 退職及び雇用保険非加入の証明書
(原本)
・退職した会社で発行されたもの

(12) 申請対象者への送金(1ヵ月の送金額は
被扶養者の収入額以上かつ55,000円
(60歳以上は75,000円)以上)が確認で
きる資料・振込の控え等の写し

上記(6)(7)は下の理由書・申告書欄に詳しく記入する。

理由書・申告書